

つくばみらい市

成年後見支援センター

支援者のための
成年後見活用のてびき



つくばみらい市成年後見支援センター:コタロー

誰もが
自分らしいくらし

つくばみらい市成年後見支援センター



社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

Chinatsu.Y(イラスト) /Jinko.O(デザイン)

つくばみらい市成年後見活用のてびき 目次

■はじめに (趣旨説明)	P 3
■成年後見制度の概要	P 5
1、成年後見制度とは	P 5
2、成年後見制度と未成年後見制度	P 5
3、法定後見制度と任意後見制度	P 5
4、後見人とは	P 6
5、成年後見人の種類	P 6
6、法定後見の3類型（後見・保佐・補助）	P 8
7、成年後見制度の対象者	P 8
8、法定後見の対象者の状態像と後見人の権限	P 9
9、後見監督人とは	P 10
■成年後見の申立て	P 12
1、後見開始の審判の申立て	P 12
2、後見開始の審判の申立権者	P 12
3、申立てに必要な書類・費用	P 13
4、申立ての準備（診断書や申立書の作成）	P 13
表① 申立権者（四親等内の親族）	P 14
表② 申立てに必要な書類・費用	P 15
5、成年後見の手続き（申立て～確定・登記まで）の流れ	P 16
(1) 申立ての準備とその支援方法	P 16
(2) 申立てとその支援方法	P 16
(3) 家庭裁判所による審理	P 17
(4) 家庭裁判所による審判	P 17
(5) 審判の告知と確定	P 17
(6) 登記	P 17
■後見人の職務の内容	P 18
1、財産管理と身上保護	P 18
2、財産目録と収支予定表の作成	P 19
3、法律行為と事実行為	P 19
4、職務上の注意義務（善管注意義務と身上配慮義務）	P 20
5、後見人の費用と報酬	P 21

(1) 後見人の事務の費用	P 2 1
(2) 後見人の報酬	P 2 1
(3) 後見人の報酬額の目安	P 2 2
(4) 後見監督人の事務の費用	P 2 2
(5) 後見監督人の報酬と報酬額の目安	P 2 2
表③ 成年後見人の報酬の目安（参考）	P 2 3
■任意後見制度の概要	
1、任意後見制度とは	P 2 4
2、任意後見の特徴	P 2 4
3、任意後見契約とは	P 2 5
4、契約の当事者（本人と任意後見受任者）	P 2 5
5、委任の内容	P 2 6
6、契約の発行条件	P 2 6
7、契約の方式と登記	P 2 6
■日常生活自立支援事業	
1、日常生活自立支援事業とは	P 2 7
2、成年後見制度と日常生活自立支援事業	P 2 7
3、援助の範囲	P 2 8
4、事業の対象者	P 2 8
表④成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係	P 3 0
■申立てに必要な書類チェックリスト	P 3 1
■成年後見制度に関するお問い合わせ	裏表紙

参考出典：

- ・共同研究：東京大学教育学研究科生涯学習論研究室+地域後見推進センター／地域貢献推進プロジェクト
- ・日常生活自立支援事業推進マニュアル【改訂版】／社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・法人後見マニュアル／大阪府
- ・支援者のための成年後見活用講座第3版／公益社団法人日本社会福祉士会編集
- ・成年後見制度・日常生活自立支援事業活用ハンドブック～支援者のみなさまへ～／社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

はじめに

現在（2025年）わが国では、少子高齢化の進展により、高齢者人口がおよそ3,600万人となり、総人口に占める割合は約30%にまで高まっています。

今後、人口の減少と高齢化がさらに進むことにより、2070年には人口が約3割減少しておよそ8,700万人になり、高齢化率は約40%にまで高まるとみられています。

この高齢化の進展とともに、認知症高齢者が大幅に増加してきており、近年、大きな問題となっています。

認知症高齢者の推計人数は、現在600万人を超えているとみられています。加えて、軽度認知障がい（認知症予備軍）の高齢者が約400万人ほどいると推定されます。

さらに、判断能力が不十分な人は認知症高齢者だけに限りません。精神障がい者（認知症の人を除く）が約460万人、知的障がい者が約110万人ほどいるとみられています。

これらをすべて合わせると、判断能力が不十分な人は全国でおよそ1,200万人にものぼると推定され、今後もその数はますます増えていくものと見込まれます。

これら認知症高齢者等は、判断能力が減退しているがゆえに、財産管理等が困難で、通常の生活を維持することが難しく、悪徳商法等の被害にあうことも少なくありません。

しかし、やはり判断能力が十分でないゆえに、自ら行政等に助けを求めることもできず、福祉の網の目からこぼれ落ち、独り放置されている例も散見されます。

このように、従来のような給付中心の施策だけでは、これらの人々の福祉を保障し、その権利の擁護を図っていくことは難しいといえます。

そんな中、近年特に注目されているのが、判断能力が不十分な人を法的に支援する制度である「成年後見制度」の活用です。

成年後見制度は、①自己決定の尊重、②ノーマライゼーション、③残存能力の活用 の3つの理念に基づいています。

「①自己決定の尊重」は、本人の意思を最大限尊重しようとする考え方、

「②ノーマライゼーション」は、障がい者や認知症高齢者等を特別なグループとして社会から隔離するのではなく、可能な限り社会の一員として地域社会で通常の生活が送れるような環境や条件を作り出そうとする考え方、

そして「③残存能力の活用」は、本人が今なお有している能力を最大限引き出そうとする考え方です。

つくばみらい市では、令和4年4月、社会福祉協議会が受託、つくばみらい市成年後見支援センターを開設、令和5年4月には法人後見事業を開始し、成年後見制度の相談や広報・周知啓発、市民後見人の養成、法人後見受任など、成年後見制度の利用促進に努めてまいりました。

その取り組みの一環として「成年後見活用のてびき」を作成しました。支援者のみなさまが成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深め、対象者のみなさまを支援する中で制度や事業について検討する際に、本誌をご活用いただければと考えております。

ひとりひとりの意思が尊重され、安心して暮らすことのできる地域づくりのために、支援者のみなさまとともに権利擁護の役割を發揮できるよう、本誌がその一助になれば幸いです。

令和7年3月

社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

つくばみらい市成年後見支援センター

成年後見制度の概要

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、「認知症その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によって選ばれた後見人が、本人の財産の管理や身上保護などを行うことで、その保護を図り、権利を擁護する制度」です。

後見人は、本人を代理して法律行為を行ったり、また本人が締結した（本人にとって不利益となる）契約等を取り消したりすることで、本人の保護を図ります。

2. 成年後見制度と未成年後見制度

後見制度は大きくいって、「成年後見制度」と「未成年後見制度」の2つからなっています。

「成年後見制度」は、成年者（認知症や精神・知的障がい等により判断能力が不十分になった人）を対象とした制度です。

対して、「未成年後見制度」は、未成年者（親が死亡するなどして、親権を行なう人がいなくなった子など）を対象とした制度です。

3. 法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに大きく分けることができます。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に後見開始の審判等を申立て、家庭裁判所によって選ばれた後見人が本人の支援を行うものです。後見人の権限や選任などは家庭裁判所が決定します。

他方、任意後見制度とは、本人の判断能力が不十分になる前に、信頼できる人と**任意後見契約**を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見を開始させるものです。任意後見人の権限や選任などは本人がみずから決定します。

さらに、本人の基本的人権や社会的権利が侵害されないように配慮し、法的に保護することによって、本人の権利を擁護します。

また法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「**後見**」、「**保佐**」、「**補助**」の3つの類型に分かれています。

判断能力を常に欠いている人は「後見」、判断能力が著しく不十分な人は「保佐」、判断能力が不十分な人は「補助」が適用されます。

4. 後見人とは

後見人とは、精神上の障害により判断能力が不十分な人を、法的に支援し保護する人のことをいい「**法的な支援を行うことを通じて、判断能力が不十分な人の生活を助け、また法的な保護とその権利の擁護を図るために、家庭裁判所から選任された人**」のことをいいます。

後見人は、家庭裁判所から付与された権限（代理権や取消権など）を用いて、本人の財産管理や身上保護に関する事務を行います。

具体的に言うと、後見人は、本人の金銭管理を行ったり、本人の施設入所・入退院の手続、介護保険サービスの申請や契約等の手続きなど、様々な諸手続きや手配などを本人に代わって行うことで、本人の生活を支援します。

つまり後見人とは、本人の後ろだてとなつて、本人に寄り添いながら、主に法的な支援を行うことを通じて、本人の生活を助け、法的な保護を図る人のことをいいます。

5. 成年後見人の種類

後見人にはいくつかの種類があり、「成年後見人」、「未成年後見人」、

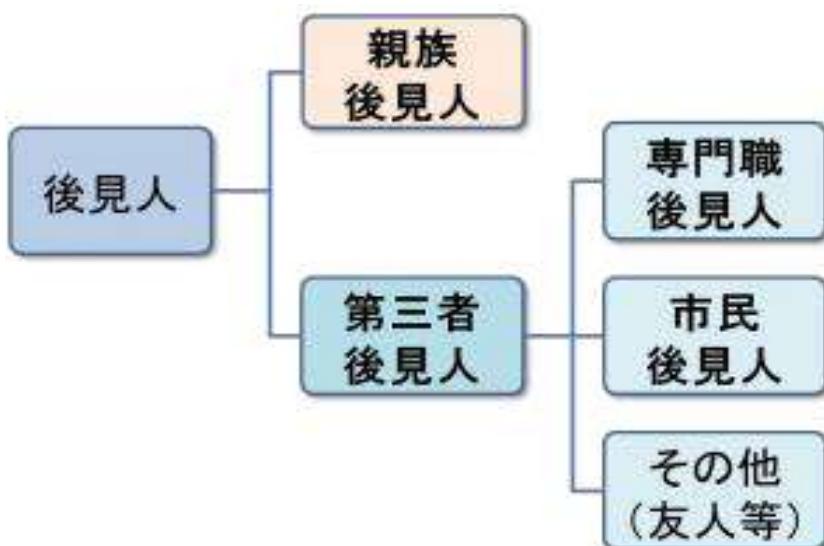
「保佐人」、「補助人」、「任意後見人」の5種類があります。

そしてこれらの後見人によって保護される人のことを、それぞれ「成年被後見人」、「未成年被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」、「本人」と呼びます。

また「成年後見人」、「未成年後見人」、「保佐人」、「補助人」を総称して「法定後見人」と呼びます。

また一般に、後見人に選任された人の社会的属性によって、後見人を次のように呼びます。

- ・**親族後見人**：本人の家族や身内などの親族が後見人に選任された場合
- ・**第三者後見人**：親族以外の第三者が後見人に選任された場合
- ・**専門職後見人**：専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が後見人に選任された場合
- ・**市民後見人**：一般の市民が後見人に選任された場合



後見人として複数の人が選任された場合（例えば、1人の本人に、2人以上の後見人がついた場合）、その後見のことを「複数後見」と呼びます。

また、後見人として法人が選任された場合、その後見のことを「法人後見」と呼びます。

6. 法定後見の3類型（後見・保佐・補助）

法定後見においては、事理弁識能力の減退の程度により、3つの類型のうちのいずれかが本人に適用されることになります。

具体的には、

- ① 「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は「後見」、
 - ② 「事理を弁識する能力が著しく不十分である者」は「保佐」、
 - ③ 「事理を弁識する能力が不十分である者」は「補助」
- が適用されます。

そして後見の適用者は「成年被後見人」、保佐の適用者は「被保佐人」、補助の適用者は「被補助人」と呼びます。これらの人を総称して、「本人」と呼ぶこともあります。

「成年被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」を保護する人を、それぞれ「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」と呼びます。（以下、これらの人を総称して「成年後見人等」と呼びます。）

7. 成年後見制度の対象者

成年後見制度の対象となるのは、「①精神上の障がい」により、「②事理を弁識する能力が低下している」人です。

なお、未成年者であっても、①と②の要件を満たしていれば、成年後見制度を利用できます。

「精神上の障がい」とは、認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいなどが想定されています。

仮に本人に寝たきりなどの身体障がいがあっても、「精神上の障がい」がなく、「事理を弁識する能力」を有している場合には、後見制度を利用することはできません。

また、ここでいう「事理を弁識する能力」（事理弁識能力）とは、自己の行為の結果について認識し、判断する精神的能力のことです。

8. 法定後見の対象者の状態像と後見人の権限

法定後見における3類型の対象者の状態像としては、以下の表のようになります。

	後見	保佐	補助
保護する人	成年後見人	保佐人	補助人
本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
本人の精神状態	事理を弁識する能力を欠く常況	事理を弁識する能力が著しく不十分な状態	事理を弁識する能力が不十分な状態
具体的な状況	自己の財産を管理・処分できない状態。つまり日常生活に必要な買い物なども自分でほとんどできず、誰かに支援してもらう必要がある状態。	自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な状態。つまり日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、重要な財産の管理・処分（不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分一人では難しく、誰かの支援が必要な状態。	自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある状態。つまり基本的には、財産の管理・処分は自分でできますが、失敗して損失を被る危険性が高いので、本人の利益のために誰かに支援してもらった方がよい状態。

法定後見における3類型の権限についてまとめると、以下の表のようになります。

	後見	保佐	補助
本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
本人の精神状態	事理を弁識する能力を欠く常況	事理を弁識する能力が著しく不十分な状態	事理を弁識する能力が不十分な状態
本人を保護する人	成年後見人	保佐人	補助人
後見人の権限	必ず付与される権限	財産管理、および財産に関する法律行為についての広範囲な代理権と取消権	民法13条1項所定の行為[5]に関する同意権と取消権 なし
	申立てによって付与される権限	なし	付与を申し立てた法律行為に関する代理権または同意権（取消権） 付与を申し立てた法律行為に関する代理権または同意権（取消権）
後見人を監督する人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人

9. 後見監督人とは

後見監督人とは、「後見人が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された人」のことと言います。

家庭裁判所は、必要と認めるときは、後見監督人を選任して、後見人につけることができます。

選任された後見監督人は、後見人が行う事務の内容をチェックし、定期的に家庭裁判所に報告します。

後見監督人になるために特に資格などは必要なく、（欠格事由に該当しない限り）基本的に誰でもなることができます。

とはいっても、実際に後見監督人に選任されるのは、ほとんどが専門職（弁護士、司法書士等）または社協です。

法定後見においては、「未成年後見人」「成年後見人」「保佐人」「補助人」を監督する人を、それぞれ「未成年後見監督人」「成年後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」と呼びます。

(以下、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を総称して「後見監督人等」と呼びます。)

他方、任意後見においては、「任意後見人」を監督する人を「任意後見監督人」と呼びます。

一般に、「後見監督人」（または単に「監督人」とも言う）という名称は、上記すべての監督人（成年後見監督人、未成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人）をまとめて指す総称として用いられます。

成年後見の申立て

1. 後見開始の審判の申立て

成年後見は、**後見・保佐・補助の開始の審判の申立て**（以下、「後見等開始の審判の申立て」といいます）を、申立権者が家庭裁判所に行い、開始の審判がなされることによって開始されます。

この後見・保佐・補助の3類型のことを**法定後見**と呼びます。

申立ては、**本人の住所地**を管轄する家庭裁判所に対して行わなければなりません。

また、申立てを取り下げるためには、家庭裁判所の許可が必要となります。

保佐の場合、保佐開始の審判の申立てと同時に、代理権または追加的な同意権を保佐人に付与する審判の申立てを行うことができます。

また補助の場合、補助開始の審判の申立てと同時に、同意権または代理権、あるいはその両方を補助人に付与する審判の申立てを行わなければなりません。

2. 後見開始の審判の申立権者

後見等開始の審判の申立てを行うことができる人（申立権者）は、**本人**、**配偶者**、**四親等内の親族**、成年後見人、成年後見監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長、検察官です。

このうち任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人は、本人が任意後見契約を締結し、登記されている場合に、申立権者となります。

また市区町村長は、本人が高齢者または精神・知的障がい者であって、その福祉を図るため特に必要と認められるときに、申立権者となります。

※表①申立権者（四親等内の親族）参照

3. 申立てに必要な書類・費用

申立てをするために必要な書類および費用については、別紙の表の通りです。

なお、申立てにかかる費用（手続費用）は、原則として申立人が負担することになります。ただし、事情により、手続費用の全部または一部を本人に負担させることができます。

4. 申立ての準備（診断書や申立書の作成）

後見等開始の審判の申立てをする前に、本人の精神状態について医師の診断を受け、診断書を作成してもらいます。

診断する医師は、精神科医である必要はなく、歯科医以外ならどの診療科の医師でもかまいません。

診断書は成年後見用の様式の診断書を用います。

この診断書は、各家庭裁判所の窓口やホームページで入手できます。例えば、本人がつくばみらい市在住なら、水戸家庭裁判所の後見センター（または後見サイト）で入手できます。

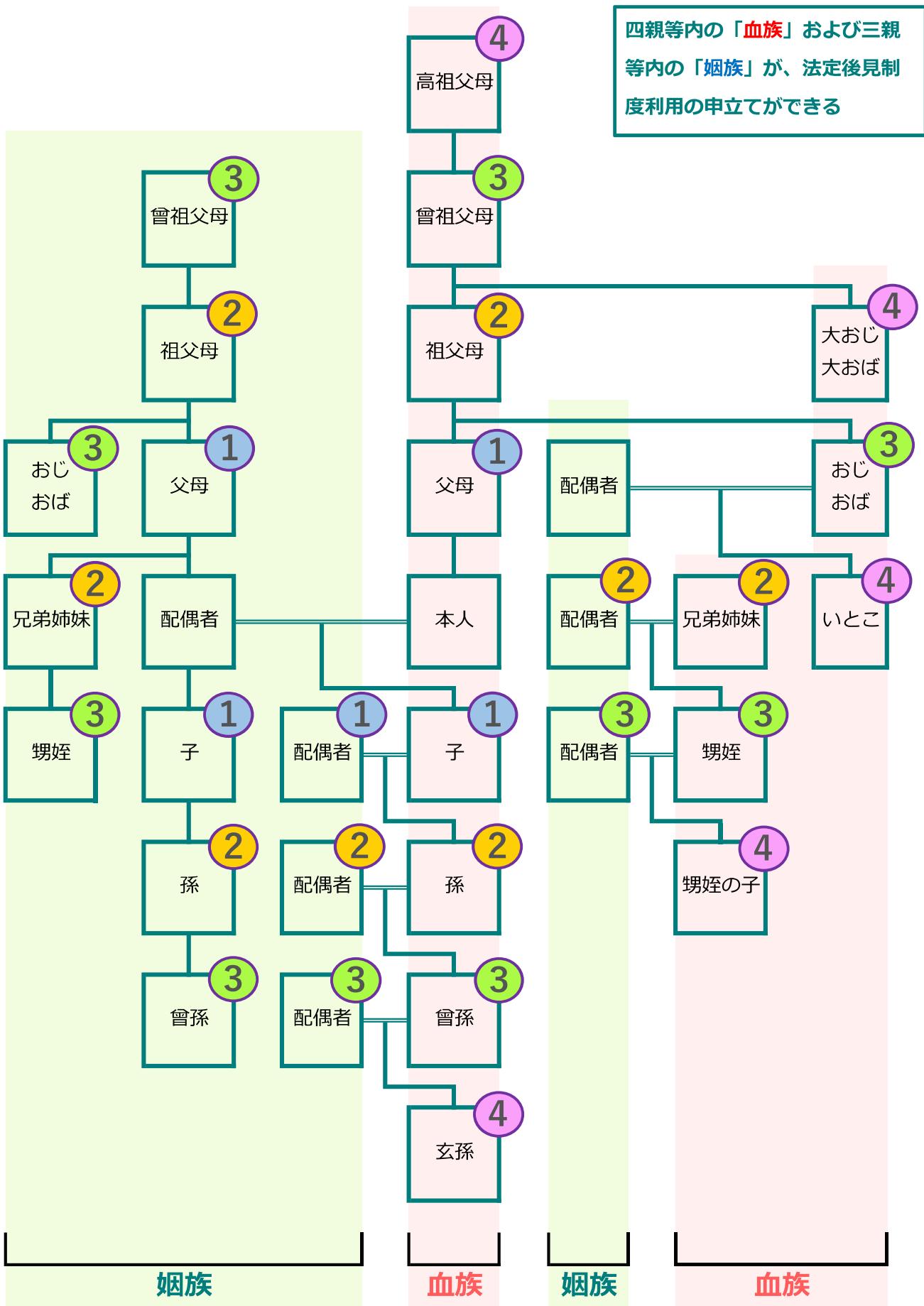
また別紙の表で示した必要書類（戸籍謄本や住民票など）を集めます。

同時に、申立書（後見・保佐・補助開始申立書など）を作成します。この申立書も、各家庭裁判所の窓口やホームページで入手できます。

これらの準備は、基本的には申立人が行うことになります。

※表②申立時必要書類参照

① 申立権者（四親等内の親族）



② 申立てに必要な書類・費用

必要書類および費用	取寄先
申立書類 <ul style="list-style-type: none"> ・後見・保佐・補助開始申立書 ・申立事情説明書 ・後見人等候補者事情説明書 ・本人の財産目録および収支状況報告書 (ならびにその資料) ・その他(親族関係図、親族の同意書など) 	各家庭裁判所・支部の窓口 <p>(ホームページからダウンロードできるほか、郵送で取り寄せることが可能)</p>
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) <ul style="list-style-type: none"> ・本人 	各自治体の担当窓口
住民票または戸籍の附票 <ul style="list-style-type: none"> ・本人および後見人等候補者 	各自治体の担当窓口
登記されていないことの証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」の欄にチェック) 	全国の法務局・地方法務局(本局) <p>(郵送の場合は東京法務局のみ)</p>
診断書(成年後見制度用)、診断書付票、本人情報シート	各家庭裁判所・支部の窓口 <p>(ホームページからダウンロードか郵送)</p>
費用 (申立書類と一緒に納めます) <ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙 <ul style="list-style-type: none"> ①申立費用: 800円 ②登記費用: 2,600円 <p>(保佐や補助において、代理権や同意権の付与の申立ても同時にする場合は、それぞれ800円を追加)</p> ・郵便切手 (各家庭裁判所によって費用は異なります) 3,000~5,000円程度 ・鑑定費用 (鑑定が行われる場合のみ) 5~10万円程度 	郵便局等

5. 成年後見の手続き（申立て～確定・登記まで）の流れ

後見開始の審判等の申立てにおける手続きの流れの概要と、手続きで行うセンターと関係機関（支援者）の支援方法は以下の通りです。

※支援者とは、行政、包括支援センター、ケアマネジャー、基幹相談センター、相談支援専門員、各事業所職員など、[判断能力が十分でない方を支援している方](#)をさします。

(1) 申立ての準備 ●申立てに必要な書類を準備します

①申立書類の入手（手続き案内）／②診断書の取得／③申立書の作成及び添付書類の準備

支援方法

支援者

- ◆申立書一式の入手方法を説明
- ◆医療機関に診断書作成の協力依頼
- ◆必要に応じ、受診や通院介助の調整
- ◆本人情報シートの作成または然るべき支援者へ依頼

後見支援センター

- ◆申立書一式の入手方法を説明
 - ◆制度概要説明のうえ、希望者には申立書類を配付
 - ◆戸籍謄本・住民票、各種添付書類の取得方法、ご本人財産・収支資料の確認方法等について説明
- ※センターにて戸籍・住民票等の書類は取得代理はできません

弁護士・司法書士

- ◆申立てから戸籍謄本・住民票等証明書取得を申立書類作成と同時に委任契約が可能



(2) 申立て

・申立権者が、家庭裁判所に[後見開始の審判等の申立て](#)をします

*緊急の必要性がある場合は[保全処分](#)の申立てをします

支援方法

後見支援センター・支援者

- ◆申立類型および支援内容の検討
- ◆申立書記載例に基づき説明

弁護士・司法書士

- ◆申立書作成代行
- ※有料につき要問合せ





(3) 家庭裁判所による審理

- ・家庭裁判所が申立書等の審査をします
- ・本人の陳述を聴取します
- ・成年後見人等（および後見監督人等）の候補者の意見聴取をします
- ・必要な場合、本人の精神鑑定を実施します
- ・その他、調査官による調査、親族への照会などを行います



(4) 家庭裁判所による審判

- ・家庭裁判所が後見開始の審判等を行います
 - ・同時に、成年後見人等の選任の審判も行います
 - ・必要な場合、後見監督人等の選任も行います
- * 申立てを認容しない場合は、申立てを却下します



(5) 審判の告知と確定

- ・家庭裁判所が、審判を成年後見人等や申立人などに告知（通告）します
 - ・審判に不服な場合、申立権者は家庭裁判所に即時抗告（不服申立て）をします
 - ・即時抗告がなければ、告知の2週間後に審判が確定します
- * 審判確定により、後見が開始され、成年後見人等の仕事が始まります



(6) 登記

- ・家庭裁判所の嘱託により、東京法務局に審判が登記されます
- * 登記されると、各法務局で登記事項証明書を取得することができるようになります。登記事項証明書は成年後見人等の証明書として機能します

後見人の職務の内容

1. 財産管理と身上保護

成年後見人等の法律上の職務内容は、本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を行うことです。

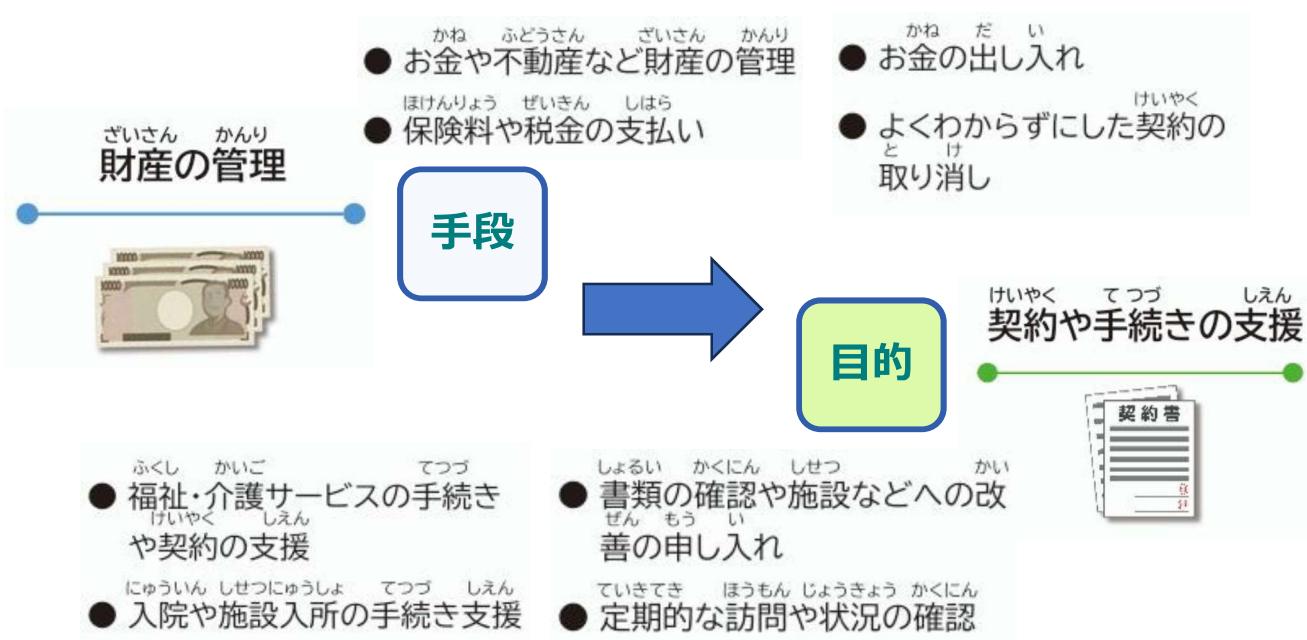
このうち「生活、療養看護に関する事務」のことを「**身上保護**」と呼んでいます（「**身上監護**」ともいいます）。

具体的に、身上保護とは、**本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなど**を行うことを意味します。

成年後見人等の仕事は大きくいって**「財産管理」と「身上保護」**の2つから構成されていると一般に理解されています。

この点、成年後見人等は財産管理だけを行っていれば十分というわけではありません。

財産管理はそれ自体が目的なのではなく、あくまで本人の身上保護のための手段として行うべきものと考えます。



2. 財産目録と収支予定表の作成

成年後見人は、後見開始の審判の確定後、遅滞なく財産の調査に着手し、**1ヶ月以内に財産目録を作成**します。またそれと共に、毎年支出すべき金額の予定（収支予定表の作成）も行います。

実務では家庭裁判所が、就任した成年後見人等に対して、初回報告（就任時報告）の形で、期限を設定したうえで、財産目録や収支予定表などの提出を求めています。

なお**財産目録の作成が終わるまでは、成年後見人は、急迫の必要がある行為のみ**を行うことができます。

3. 法律行為と事実行為

成年後見人等が行うべき「事務」とは、財産管理と身上保護に関する**法律行為**を行うことを意味しています。

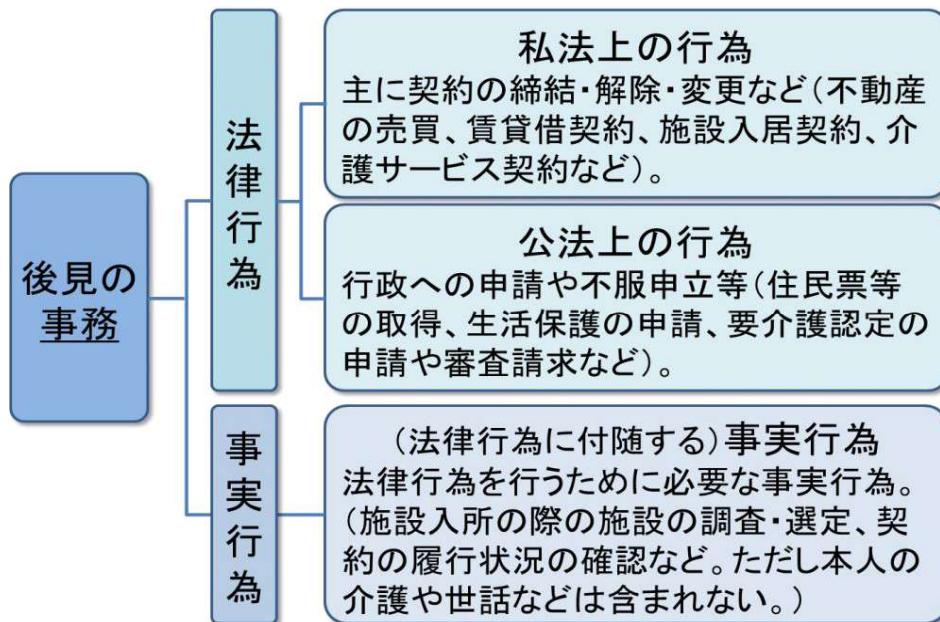
そしてこの法律行為は、①**私法上の行為**と②**公法上の行為**の2つに大きく分けることができます。

「①**私法上の行為**」としては、契約の締結や解除等（不動産の売買、賃貸借契約、施設入居契約、医療・介護サービスの契約など）が挙げられます。

また「②**公法上の行為**」としては、行政への申請や不服申立て等（住民票等の取得、生活保護の申請、要介護認定の申請や審査請求など）が挙げられます。

成年後見人等が行うべき「事務」とは法律行為を行うことなので、**事実行為**（本人の介護や世話など）を行う必要はありません。

ただし、法律行為を行うために必要となる事実行為（施設入所の際の施設の調査・選定、契約の履行状況の確認など）については、行う必要があります。



4. 職務上の注意義務（善管注意義務と身上配慮義務）

成年後見人等は上記の職務を遂行するうえで、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと（「**善管注意義務**」）が法的に義務づけられています。

さらに成年後見人等には、善管注意義務の具体的な内容として「**身上配慮義務**」が課せられています。

つまり成年後見人等は、常に**本人の意思を尊重し、その心身の状態および生活の状況に配慮**しながら、職務を行わなければなりません。

成年後見人等がこの注意義務に違反し、本人に損害が生じた場合、成年後見人等はその損害を賠償する責任を負う可能性が生じます。

5. 後見人の費用と報酬

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選任され、仕事を行うと、通常、事務を行うための経費と報酬が発生します。

また、後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）が選任された場合も、同様に経費と報酬が発生します。

これらの費用は、通常、本人（成年被後見人、被保佐人、被補助人）が負担することになります。

(1) 後見人の事務の費用

成年後見人等は、後見の事務を行うために必要な費用（交通費や通信費などの実費）は、直接、[本人の財産から支出](#)することができます。

また成年後見人等が立て替えた費用を、本人に求償することもできます。

(2) 後見人の報酬

家庭裁判所は、成年後見人等および本人の資力その他の事情により、[相当な報酬を成年後見人等に与える](#)ことができます。

報酬は、[本人の財産の中から支出](#)されます。

通常、成年後見人等は、定期的に（通常1年おきに）家庭裁判所に対して後見事務の報告を行い、それと同時に報酬付与の申立てを行います。（報酬が不要の場合は、報酬付与の申立てを行いません。）

その申立てを受けて家庭裁判所は、成年後見人等の仕事ぶりや本人の財産（主に金融資産）の状況などを考慮に入れたうえで、報酬付与の審判を行います。

(3) 後見人の報酬額の目安

通常、成年後見人等には、ベースとなる報酬として「基本報酬」が付与されます。特別の事情があったり、特別な行為が行われた場合、それに「付加報酬」が加えられます。

一般的な相場として、専門職後見人の場合、1ヶ月の報酬額のベースは[2万円程度](#)であり、仕事の内容に応じて、それに付加報酬が追加されます。

親族後見人や市民後見人の場合は、専門職後見人の報酬よりも報酬額が低くなる傾向にあります。

※表③成年後見人の報酬の目安を参照

(4) 後見監督人の事務の費用

成年後見人等と同じく、後見監督人等も、その監督事務にかかる費用を、[本人の財産から支出](#)することができます。

また、後見監督人等が費用を立て替えた場合、本人に求償することができます。

(5) 後見監督人の報酬と報酬額の目安

成年後見人等と同じく、後見監督人等も、その仕事ぶりに応じて、[家庭裁判所の審判により報酬の付与を受ける](#)ことができます。

通常、後見監督人等は、定期的に（普通は1年おきに）家庭裁判所に対して監督事務の報告を行い、それと同時に報酬付与の申立ても行います。

報酬は、[本人の財産の中から支出](#)されます。

一般的な相場として、後見監督人等の1ヶ月の報酬額のベースは[1万円程度](#)と言われており、特別な事務等が行われた場合、それに付加報酬が追加されます。

③成年後見人の報酬の目安（参考）

事務内容	条件	報酬額 (月額)
基本報酬	通常の後見事務を行つた場合	管理財産額（本人の金融資産）
		1千万円以下
		1～5千万円
		5千万円より上
付加報酬	身上保護等に特別困難な事情あつた場合	特別困難な事情の例： ・収益不動産が多数あり、その管理が複雑である事案 ・親族間に意見の対立があり、その調整が必要な事案 ・本人の身上保護が困難な事案 ・成年後見人等の不正があり、後任の成年後見人等がその対応にあたる事案
		経済的利益額に応じて相当額の報酬を付加（事案の内容に応じて、30%の範囲内で増減することがある）
		特別な行為の例：
		(1)訴訟 本人が不法行為による被害を受けたことを原因として、加害者に対する1千万円の損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を得て、管理財産額を1千万円増額させた場合
		(2)遺産分割調停 本人の配偶者が死亡したことによる遺産分割の調停を申し立て、相手方の子らとの間で調停が成立したことにより、総額約4千万円の遺産のうち約2千万円相当の遺産を取得させた場合
		(3)居住用不動産の任意売却 本人の療養看護費用を捻出する目的で、その居住用不動産を、家庭裁判所の許可を得て3千万円で任意売却した場合

*表は、各近隣の家裁による（成年後見人等の報酬額のめやす）に基づいたものです。

任意後見制度の概要

1. 任意後見制度とは

任意後見制度とは、「認知症などで自分の判断能力が低下してしまったときの場合に備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく制度」のことを言います。

そして、この契約のことを「**任意後見契約**」といいます。

2. 任意後見の特徴

任意後見は、任意後見契約の内容をすべて自分で決めることができるために、**自己決定の尊重を最も具現化**した制度と言われています。

任意後見制度は、1999年の民法改正等により成年後見制度が制定されたとき、同時に、新たに創設されました。（翌2000年に施行。）

法定後見は、制度を利用する段階において、既に判断能力が低下している人を対象とする事後の措置としての制度です。

他方、任意後見は、まだ判断能力が低下していないときから、判断能力が低下した時のことを想定して、あらかじめ準備をしておく事前の措置としての制度であるといえます。

任意後見は主に、**任意後見契約に関する法律**（任意後見契約法）によって規定されています。

3. 任意後見契約とは

任意後見契約とは、「自分の判断能力がまだ十分あるうちに、将来、認知症などで自分の判断能力が低下した場合に備えて、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように、あらかじめ信頼できる人に依頼しておく契約」のことと言います。

より厳密に言うと、任意後見契約とは「委任者（自分）が、受任者（信頼できる人）に対し、精神上の障がいにより判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を委託する委任契約」のことです。

任意後見制度では、委任者と受任者が必ずこの任意後見契約を結ぶことになっています。

4. 契約の当事者（本人と任意後見受任者）

任意後見における契約の当事者は、委任者と受任者の2者です。

任意後見契約の委任者とは、将来、自分の判断能力が低下したときに後見の事務を行ってもらうように受任者に依頼する人のことです。

委任者は契約締結後、本人と呼ばれます。

また受任者とは、委任者からの依頼を受けて、任意後見が開始された後に任意後見人として後見の事務を行う人のことです。

受任者は、任意後見契約を結んでから任意後見が開始されるまでは任意後見受任者と呼ばれ、任意後見が開始された後は任意後見人と呼ばれます。

5. 委任の内容

任意後見契約は**委任契約**の一種です。

委任の内容は、後見の事務（**本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務**）です。

契約により、この事務を行うための**代理権**を任意後見人に付与することができます。

委任事項としては、原則として法律行為に限定され、事実行為（本人の世話や介護など）は含まれません。

6. 契約の発効条件

任意後見契約は、契約を結んだ時点では、その効力は生じません。

本人（委任者）が、精神上の障害により判断能力が不十分になり、申立権者が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、家庭裁判所により**任意後見監督人選任の審判がなされた時から、契約の効力が生じて、任意後見が開始されます。**

7. 契約の方式と登記

任意後見契約は、公証人に依頼して、**公正証書**として契約書を作成する必要があります。

契約が締結されると、公証人が東京法務局に対して、任意後見契約締結の登記の嘱託を行い、任意後見契約が**登記**されます。

日常生活自立支援事業

1. 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、地域で自立し安心して生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

この事業は県社協から県内の各市町村社協に委託し、利用者との三者契約により実施されています。

そのため、希望しなければ[解約し利用を終了する](#)ことができます。

厚生労働省では、全国に広くこの制度を利用できる体制を整備するために、全国的な組織である社会福祉協議会を中心とした事業としました。

2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業

成年後見制度と日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方を支援する権利擁護に資する仕組みという点で共通しています。

日常生活自立支援事業は、契約能力がある方を対象にしており、一方、成年後見制度は、契約能力の有無ではなく、判断能力の低下の程度に応じて後見人等が本人の生活を護る（まもる）制度です。

このため、本人の判断能力やニーズに応じて、適切に、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への移行が求められています。

※表④成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係を参照

3. 援助の範囲

本事業は以下の4つが主な援助の範囲です。

- ①福祉サービスの利用、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④日常的金銭管理として（年金および福祉手当の受領に必要な手続き・医療費を支払う手続き・税金や社会保険料・公共料金を支払う手続き）

また、①および②の福祉サービスの利用援助として

- ⑤日用品などの代金を支払う手続きでは、①～④の支払いにともなう預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れ手続き、書類などの預かりサービス（保管でいる書類当として：年金証書・預貯金の通帳・権利証・契約書類・保険証書・実印・銀行印・その他実施主体が認めた書類）

等があげられます。

4. 事業の対象者

次の①および②に当てはまる方が対象となります。

- ①認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難である方（障がい者手帳の有無に関わらない）
- ②本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方

また、利用できない方は以下の通りです。

- 判断能力は問題ないが金銭管理ができない方
- 判断能力にまったく問題のない身体障がいのある方
- 世帯契約（ご本人との契約なので、世帯でサービスが必要な場合でも個々人と契約します）
- 判断能力が著しく低下し契約締結能力がない人（成年後見制度の検討）
- 本事業に対する利用意思がない人（ご本人との委任契約のため支援者が希望しても利用できません）

④成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
所轄庁	法務省	厚生労働省
法律	民法	社会福祉法
対象	判断能力の 欠く状態にある人：後見 著しく不十分な人：保佐 不十分な人：補助	判断能力の不十分な人（契約できる 程度）
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、任意 後見人	社会福祉協議会（専門員、生活支援 員）
相談	弁護士、司法書士、社会福祉士	市町村社会福祉協議会
申立て・申込 手続き	本人等一定の申立権者が家庭裁判所 へ申立てし後見人等の選任 ※福祉関係では市町村長を含む ※保佐・補助申立てには本人同意が 必要	本人・関係者等が市町村社会福祉協 議会へ申込み ※相談機関を含む
申込時の 費用	申立人の負担	無料
利用時の 費用	本人の収入に応じた負担（家庭裁判 所が決定）	本人負担あり　※生活保護世帯は公 費負担（自己負担なし）
契約の解除・ 取り下げ	いちど申立てると家庭裁判所の許可 がないと取り下げできない	本人の意思により契約を終了するこ とができる
内容	重要な法律行為（財産管理を通じ て）	日常的な法律行為と事実行為
代理権	あり（保佐・補助の場合、申立てが必 要）	あり※限定的（福祉サービスの利用 手続き、預貯金の払戻等）
監督機関	家庭裁判所、後見監督人、任意後見 監督人	専門員／運営適正化委員会 (県社会福祉協議会に設置)

申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）

氏名

申立てに必要な書類一覧（チェックリスト）

種類	名称	日付	備考	種類	名称	日付	備考
申立書類	<input type="checkbox"/> 後見・保佐・補助開始等申立書			財産関係	<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書（固定資産税納税所書の写しでも可）		
	<input type="checkbox"/> 代理行為目録（保佐・補助開始申立用）				<input type="checkbox"/> 固定資産税評価証明書（未登記の場合）		
	<input type="checkbox"/> 同意行為目録（補助開始申立用）				<input type="checkbox"/> 通帳の写し（過去1年分）		
	<input type="checkbox"/> 申立事情説明書				<input type="checkbox"/> 証書の写し		
	<input type="checkbox"/> 親族関係図				<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 親族の意見書				<input type="checkbox"/> 証券（取引残高明細書）の写し		
	<input type="checkbox"/> 後見人等候補者事情説明書（候補者がいない場合は不要）				<input type="checkbox"/> 保険証書の写し		
	<input type="checkbox"/> 財産目録				<input type="checkbox"/> 負債の具体的な内容を示す資料の写し		
	<input type="checkbox"/> 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合は不要）				<input type="checkbox"/> 年金通知の写し		
	<input type="checkbox"/> 収支予定表				<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し		
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内）				<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 住民票または戸籍附票（発行から3か月以内）				<input type="checkbox"/> 医療費や施設利用料の領収書の写し（直近1か月分）		
	<input type="checkbox"/> 診断書、診断書付票（発行から3か月以内）				<input type="checkbox"/> 税金・社会保険の納付通知書の写し		
	<input type="checkbox"/> 本人情報シート写し				<input type="checkbox"/> 請求書等の写し		
	<input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書（発行から3か月以内）				<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 候補者の住民票または戸籍附票（発行から3か月以内）			備考			
	<input type="checkbox"/> 法人の場合は商業登記簿謄本（登記事項証明書）						
健 康 状 態 手 帳	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し						
	<input type="checkbox"/> 療育手帳の写し						
	<input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳の写し						
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し						
費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙（申立費用） 後見・保佐・補助開始800円 代理権付与800円 同意権付与800円						
	<input type="checkbox"/> 収入印紙（登記嘱託費用）2,600円						
	<input type="checkbox"/> 収入印紙（登記されていないことの証明書）300円						
	<input type="checkbox"/> 郵便切手（後見開始） 500円×4 110円×20 100円×5 20円×5 10円×10 <input type="checkbox"/> ※保佐または補助開始は、500円×2を追加 <input type="checkbox"/> ※登記されていないことの証明書の郵送 110円×2						
	<input type="checkbox"/> 鑑定料（必要がある場合）50,000円～100,000円						

成年後見制度に関するお問合せ

(つくばみらい市にお住まいの方)

成年後見制度の申立てに関すること

水戸家庭裁判所 土浦支部

〒300-8567 土浦市中央1-13-12

029-821-4349

任意後見契約・公正証書遺言に関すること

取手公証役場

〒302-0004 取手市取手2-14-24 竹内ビル2階

0297-74-2569

登記事項証明書の交付申請に関すること

東京法務局 後見登録課(郵送申請の場合)

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

03-5213-1360

水戸地方法務局

(代表)029-227-9911

〒310-0011 水戸市三の丸1-1-42
駿優教育会館

(戸籍課)029-227-9916

つくばみらい市の成年後見制度相談窓口

つくばみらい市成年後見支援センター



つくばみらい市地域包括支援センター



〒300-2395 つくばみらい市福田195
つくばみらい市役所伊奈庁舎内

成年後見

地域包括

0297-57-0203

つくばみらい市成年後見支援センター発行